

ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準

平成27年3月25日制定

(趣旨)

第1 この基準は、ひたちなか市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び測量、建設コンサルタントに係る業務委託（以下「委託」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札参加者に工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2 一般競争入札及び指名競争入札において、入札公告及び指名通知書に内訳書提出について記載されているもの。

(内訳書の提出と期限)

第3 内訳書の提出時期と提出方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 紙入札により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに内訳書を提出しなければならない。
- (2) 電子入札により入札に参加する者は、入札書提出の際に内訳書を添付しなければならない。
- (3) 市長が提出方法及び提出期限を別に定めたときは、この限りではない。

(記載事項等)

第4 内訳書の記載事項、内訳及び様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 記載事項

- ア 工事（委託）名
- イ 工事（委託）場所
- ウ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者（市との契約締結について委任がある場合は、受任者。共同企業体の場合は代表構成員。以下同じ。）の職名・氏名及び代表者の印鑑。ただし、電子入札によるものにあつては、商号又は名称以外について省略することができる。

(2) 一般競争入札における内訳

当該工事及び委託に係る設計図書又は仕様書の各内訳項目に対応する単位、数量及び金額を表示するものとし、建築関係工事（公共建築工事積算基準によるもの）にあつては、設計図書本工事費内訳書中の最下層に表示された項目（「養生 外壁改修 251.0㎡」等。）について省略することができるものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、市長が別途指示するものとする。

(3) 指名競争入札における内訳

当該工事に係る設計書又は仕様書の各項目に対応する単位、数量及び金額を表示し、最低限表示する項目は下記のとおりとする。

ア 土木関係工事（土木工事積算基準によるもの）にあつては、工事区分及び工種を表示するものとする。

イ 建築関係工事（公共建築工事積算基準によるもの）にあつては、大項目（直接工事費及び共通仮設費等）から1段階下までを表示するものとする。

ウ その他の工事（その他の積算基準によるもの）にあつては、原則として、土木関係工事及び建築関係工事に準じ、大項目から1段階下までを表示するものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、市長が別途指示するものとする。

（4） 様式

内訳書の様式は自由とする。

（内訳書の説明要求）

第5 市長は、提出された内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合において、必要があると認められるときは、当該内訳書を提出した者からその事項に関して説明を求めることができる。

（入札の無効）

第6 各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

（1） 内訳書が未提出の場合

（2） 提出された内訳書が未記載である場合

（3） 工事（委託）名を確認できない場合

（4） 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合

（5） 第5の規定により説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者の入札

（提出に当たつての注意事項）

第7 提出された内訳書は、引換え及び返却はしないものとする。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名する入札について適用する。